

税

ID 1003606
市民税・県民税(第1期)を納付してください

第1期の納期限は7月1日(月)です。納税は便利な口座振替をご利用ください。
 キャッシュレス決済でも納税できます。

問 納税課 ☎(632) 2189

雇用

消防設備士試験を実施します

▼試験日時 9月8日(日) 午前9時30分～

▼試験会場 宇都宮工業高等学校(雀宮町)。

▼試験種類 甲種(特類・第1類(第5類)、乙種(第1類(第7類))。

▼試験手数料 甲種Ⅱ6600円、乙種Ⅱ4400円。

▼申請期間 7月1～12日。

▼その他 申請方法など、詳しくは、消防試験研究センター ☎(624) 1022、消防局予防課 ☎(625) 506へ。

調理師・製菓衛生師試験を実施します

▼試験日時 8月7日(水) 午前9時30分～正午。

▼試験会場 宇都宮短期大学附属高等学校(睦町)。

東図書館で学びませんか

問 東図書館 ☎(638) 5614

■会場 東図書館(中今泉3丁目)。

1 ビジネス支援講座

▼日時 6月14日(金) 午前10時～11時30分。

▼内容 ハローワーク宇都宮×東図書館 jobtag(※)を使って適職を探します。
 ※ 厚生労働省が運営する職業情報提供サイトの愛称。

▼対象 おおむね45歳以下で就職を希望する人。

2 アグリビジネス支援講座

▼日時 6月27日(木) 午前10時～11時30分。

▼内容 ながしまともひさ(絹島グラベル代表)による講演。

■定員 各先着20人。

■申込開始 6月4日午前9時30分から。

■申込方法 図書館HP URL の申し込みフォームに必要事項を入力。

産業

ID 1035650

「公の施設」の指定管理者を募集します

「指定管理者制度」は、民間の

▼対象 2年以上の調理業務など実務経験がある人。

▼申込期間 6月12～14日。

▼申込方法 生活衛生課(竹林町・保健所内)に置いてある願書に必要事項を書き、直接、生活衛生課 ☎(626) 1110へ。

ID 1002866
自衛官候補生を募集します

▼試験期日 学科試験(ウェブ) 7月7・8日のいずれか1日。

身体検査・口述試験 7月20・21・27・28日のいずれか1日。

▼募集内容 自衛官候補生(男女)。

▼応募資格 日本国籍を有する18～33歳未満(採用予定月の1日現在)。

▼申込期限 6月20日。

▼その他 申込方法など、詳しくは、自衛隊栃木地方協力本部宇都宮募集案内所 ☎(638) 1922、市民課 ☎(632) 2227



▲自衛官募集 HP URL



▼日時 6月8日(土) 午後1時30分～4時。
 ▼会場 市文化会館(明保野町)。

▼内容 訴訟によらないマンションの紛争処理(ADR)の方法の紹介について、マンション管理組合役員などで、マンション管理に関心と問題意識を持っている人による意見交換を兼ねた交流会や、マンション管理士による個別相談。

問 県マンション管理士会 ☎090(6791)9905、住宅政策課 ☎(632) 2552

マンション管理フォーラム・無料相談会

優れた経営ノウハウや技術などを「公の施設」の管理に活用し、管理運営の効率化やサービスの向上を図ることを目的とする制度で、現在216施設に導入しています。

▼募集内容 令和7年3月に指定期間が満了する「まちづくりセンター」「オリオン市民広場」の指定管理者。

▼その他 募集施設の概要など、詳しくは、市HPをご覧ください。

問 行政経営課 ☎(632) 5273

産業

介護支援専門員
実務研修受講試験を
実施します

日時 10月13日(日)午前10時
～正午。

会場 宇都宮大学峰キャンパス
(峰町)、とちぎ健康の森(駒生町)。

費用 1万3400円(受験料)。

申込期間 6月10～30日(消印
有効)。

提出方法 高齢福祉課(市役所
2階)、県高齢対策課(埴田1丁
目)、各健康福祉センター、とち
ぎ福祉プラザ(若草1丁目)、県
シルバー大学各校、とちぎ健康の
森に置いてある申込書に必要事項
を書き、同封の封筒で、簡易書留
にて、〒320-8503駒生町3337-1、
とちぎ健康福祉協会へ。

問 高齢福祉課 ☎(632) 2332、と
ちぎ健康福祉協会 ☎(650) 5587

ID 1033158
職業体験「宮っこトライ」の
協力事業者を募集

小学4～6年生が実際の店舗や
工場などで仕事を体験する職業体
験「宮っこトライ」の受け入れに
ご協力いただける事業者を募集し

ます。

▼実施日 土・日曜日、祝休日、
長期休業期間(夏休みなど)。

▼時間 1回当たり約1～3時間
程度。

▼内容 ①仕事の体験②仕事の見
学③仕事を学ぶ。

▼その他 申込方法など、詳し
くは、宮っこトライ専用HP URL
覧になるか、子ど

も政策課 ☎(632) 2
344へ。



▲宮っこトライ
専用HP

ID 1006187
忘れていませんか
NPO法人の事務手続き

▼事業報告書など 市内にのみ事
務所があるNPO法人(特定非営
利活動法人)は、毎事業年度初め
の3カ月以内に事業報告書などの
書類を、みんなであちづくり課(市
役所10階)に提出する義務があり
ます。また、事業報告を3年以上
提出していない法人は、認証取り
消しの対象となるため、ご注意く
ださい。

なお、利害関係のある人から請
求があった場合は、提出した事業
報告書などの写しを公開する必要
がありますので、事務所にも備え
置いてください。

▼役員変更等届出書 役員の変更

農業用の施設や機械などの導入費用の一部を補助

ID 1029358

問 農林生産流通課 ☎(632) 2466

1 園芸用パイプハウス

▼対象 新設・増設する認定農業者、認定新規
就農者。

▼補助額 認定農業者=対象経費の10分の3以
内(最大100万円)、認定新規就農者=対象
経費の2分の1以内(最大300万円)。

2 園芸用作業機械(播種機・ドローンなど)

▼対象 認定農業者、認定新規就農者、営農集
団(※)。

▼補助額 認定農業者=対象経費の10分の3以
内(最大100万円)、認定新規就農者=対象経費の
2分の1以内(最大300万円)、営農集団=対象
経費10分の3以内(最大150万円)。ドローン免
許講習費用(ドローンの購入に伴う、講習受講
に限る)は対象経費の10分の3以内(最大9万円)。

3 ICT機器(環境測定機器、環境測定機器と
連動する統合制御盤・自動カーテンなど)

▼対象 認定農業者、認定新規就農者。

▼補助額 対象経費の10分の3以内(環境測定
機器は最大50万円、環境測定機器と連動する
統合制御盤・自動カーテンなどは最大100万円)。

4 炭酸ガス殺虫装置

▼対象 認定農業者、認定新規就農者。

▼補助額 対象経費の10分の3以内(最大50
万円)。

5 夏秋いちご生産用施設

▼対象 大谷地域において、新設・増設する認
定農業者、認定新規就農者。

▼補助額 認定農業者=対象経費の2分の1以
内(最大300万円)、認定新規就農者=対象経費
の2分の1以内(最大500万円)。

6 省エネ設備(ヒートポンプ、高効率暖房機、多
層カーテンなど)

▼対象 認定農業者、認定新規就農者。

▼補助額 対象経費の10分の3以内(最大100
万円)。

7 コンバイン、田植機、農業散布用ドローンなど

▼対象 営農集団(※)、認定新規就農者。

▼補助額 営農集団=対象経費の10分の3以
内、新規就農者=対象経費の2分の1以内(最
大300万円)。ドローン免許講習費用(ドロー
ンの購入に伴う、講習受講に限る)は対象経
費の10分の3以内。

■その他 申し込み多数の場合、予算の都合に
より補助できない場合がありますのでご了承く
ださい。申込方法など、詳しくは、農林生産流
通課へ。

※ 認定農業者であり、かつ実質化された人・農地プラン
の中心経営体に登録された担い手を含む3人以上の組織。

はかりの定期検査を 実施します

ID 1004922

問 計量検査所 ☎ (616) 1562

業務（取り引き・証明）に使用するはかりは、2年に1度の検査を受けなければ使用することはできません（計量法第19条）。該当する人は必ず受検してください。

▼期日・会場 下の表の通り。

▼受付時間 午前10時～正午、午後1時～3時。

▼費用 実費（検査手数料）。

▼その他 詳しくは、市HPをご覧ください。

6月の計量器検査

期 日	会 場
3日(月)	上河内区(中里町)
4日(火)	岡本コミュニティプラザ(下岡本町)
5日(水)	河内区(中岡本町)
6日(木)	富屋区(徳次郎町)
7日(金)	国本区(宝木本町)
10日(月)	星が丘中学校(星が丘2丁目)
11日(火)	城山区(大谷町)
12日(水)	宝木区(若草3丁目)
13日(木)	桜地域コミュニティセンター(桜3丁目)
14日(金)	陽南区(春日町)
18日(火)	姿川区(西川田町)
19日(水)	横川区(屋板町)
20日(木)	雀宮区(新富町)
21日(金)	瑞穂野区(下桑島町)
24日(月)	清原区(清原工業団地)

▼提出期限

6月30日。

▼対象 市内で産業廃棄物または特別管理産業廃棄物を排出し、令和5年度に次のいずれかに該当する事業者。①産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付した②多量の産業廃棄物または特別管理産業廃棄物が発生した事業場を設置している③多量排出事業者として産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理計画書を提出している。

ID 1005023
産業廃棄物の排出事業者は
報告書を提出してください

886

問 みんなでまちづくり課 ☎ (632) 2886
（再任を含む）があった場合、役員変更等届出書をみんなでまちづくり課に提出してください。



ID 1005002
事業系ごみは
正しい処理をしましょう

▼その他 提出方法など、詳しくは、市HPをご覧ください。政策課 ☎ (632) 2928へ。

会社や店舗など、事業活動に伴って生じたごみを事業系ごみといい、家庭系ごみ専用の地域のごみステーションに出すことはできません。

事業系ごみは、性質や状態、業種によって「産業廃棄物」と「事業系一般廃棄物」に区分され、それぞれ法令に従って処理しなければなりません。

ID 1006825
ご活用ください
中小企業高度化設備
設置補助金

事業者自らが市清掃センターなどのごみ処理場に直接持ち込むか、廃棄物処理業許可業者に委託して処理してください。

ごみの減量化と適正処理にご協力をお願いします。

詳しくは、市HPをご覧ください。

問 ごみ減量課 ☎ (632) 2414

中小企業者が技術の高度化・合理化を促進する目的で設置した機械設備の取得額の一部を助成します。

▼対象 次のすべてに該当する中小企業者。①市内で事業を営む製造業、特定サービス業②市税を滞

お知らせ

ID 1020869
広報つつのみやを
送付します

新聞を購読していない市内の世帯には、広報つつのみやを無料で送付します。

▼WEB申し込みが便利です

市HPの申し込みフォームでいつでもどこでも、簡単に送付の申し込みができます。住所変更、送付停止の手続きもできます。電話での申し込みを希望する場合は、広報広聴課 ☎ (632) 2028へ。



▲市HP